

別紙 1

米子市ビジネス人材移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住支援金の交付の対象となる事業に関する報告及び立入調査について、米子市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、米子市ビジネス人材移住支援金交付要綱の規定に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の交付申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の交付申請日から3年に満たない間に米子市から転出した場合：全額
 - (3) 鳥取県地域課題解決型起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 移住支援金の交付申請日から3年以上5年以内に米子市から転出した場合：半額

(就業の場合のみ)

 - (5) 移住支援金の交付申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- 3 移住支援金の支給を受けた後に実施される米子市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。